

「鳥栖地区広域市町村圏組合 高齢者に関する調査業務委託」 募集要項

1 委託業務名

鳥栖地区広域市町村圏組合 高齢者に関する調査業務委託

2 目的

本事業は、介護サービス等の提供見込みの算出に伴う地域や高齢者の課題等を明確に把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスの在り方を検討するための「在宅介護実態調査」を実施し、調査結果を介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の基礎データとして活用することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 調査票の編集及び作成業務
- (2) 調査票の発送及び回収業務
- (3) 本組合ならびに各市町村の集計及び分析業務
- (4) その他

※ 詳細は、別紙仕様書に記載

4 委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで

5 総事業費

6, 468, 000円(上限額、消費税相当額を含む。)

※提案価格が上記総事業費を超える場合は失格となります。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ・公募開始 | 令和7年5月12日(月) |
| ・質問受付締切 | 令和7年5月19日(月)午後5時 |
| ・質問に対する回答 | 令和7年5月26日(月)(予定) |
| ・参加申込書・企画提案書の提出期限 | 令和7年6月12日(木)午後5時 |
| ・プレゼンテーション
(説明動画により組合内で開催) | 令和7年6月中旬 |
| ・選定結果通知 | 令和7年6月30日(月)(予定) |

7 質疑

参加を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和7年5月19日（月）午後5時までに質問書（様式3）を記載の上、電子メールで提出し、質問書を提出した旨を電話で担当者まで連絡してください。

受け付けた質問及び回答は、令和7年5月26日（月）までに、質問書に記載された宛先に電子メールで送信し、ホームページに掲載します。

8 このプロポーザルに参加する者に必要な資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者に限ります。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- （2）市町村税を滞納していない者であること。
- （3）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

9 参加申込書及び企画提案書の提出について

参加資格を確認し、（1）～（5）のとおり申込みをお願いします。

（1）提出期間

令和7年6月12日（木）午後5時まで

（8時30分～17時00分まで。土日及び12時から13時までは除く。）

（2）提出先 鳥栖市本町3丁目1494番地1

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

（3）提出方法 持参または郵送

（4）提出書類

- ① 参加申込書（様式2） 1部
- ② 企画提案書・見積書 5部 ※正本1部、副本4部
 - ・企画提案書と見積書は1つに綴じて提出してください。
 - ・見積書については、上記と別に代表者印を押印したものを1部提出してください。

（5）企画提案書・見積書について

- ① 企画提案書（様式1）については、同様の内容が記載されているものであれば、書式は問いません。サイズは、A4縦、横書き片面とします。
- ② 見積書に係る様式は本組合ホームページに掲載します。
また、積算内訳書を別途添付してください。

10 選定

(1) プレゼンテーション

企画提案内容の説明動画を格納した電子媒体を作成し、1部を本組合へ送付して下さい。動画ファイルを直接電子メールやオンラインストレージを用いて送付することや、再提出は認めないものとします。

※電子媒体とは動画ファイル(MPEG 4 若しくは WMV の2種類とする)を格納した DVD-R とします。

① プレゼン時間 20分

② 質疑応答 別日を定め質問は各社ごと同一日時に送信し、一定期間内にメールまたはファックスで回答する形式をとります。期日については後日ご連絡します。

(2) 選定基準

	評価項目	評価の視点
①	事業実施の体制等	責任者及び担当者が適切に配置され、事業実施の確実性が確保されているか。
②	類似・関連事業実績	法人として、本事業を確実に実施するための実績が蓄積されているか。
③	スケジュールの内容	業務の実施時期は計画的か。
④	業務内容に関する方針等	業務内容に関する方針等・考え方は適切か。
⑤	提案内容等	分析方法に基づく提案内容は適切か。
⑥	見積金	見積は適切に設計されているか。

(3) 選定結果

①審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の手続きを行います。なお、その際には、優先交渉権者はあらためて見積書の提出を求めます。

②評価点の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

③評価点の合計が最も高い者が複数の場合は、見積金額が低い者を優先交渉権者とします。見積金額が同じ場合は、くじ引きにより選定します。

④選定結果は、企画提案書提出者すべてに通知し、当組合ホームページに優先交渉権者の名称及び点数、次点交渉権者の名称、評価者の人数を公表します。

1 1 提出書類の取扱い

- (1) 提案書類提出後の内容変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合及び提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提出書類は、審査事務に必要な場合、複製することがあります。

1 2 その他の留意事項

- (1) 提案に係る費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問には回答しません。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止します。
- (4) この委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止します。

1 3 お問い合わせ先

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

電話：0942-81-3111 F A X：0942-81-3316

電子メールアドレス：chiikishien@ktarn.jp